

特定小売供給約款以外の供給条件

（電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置）

2023 年 6 月 1 日実施

20230523 資第 6 号

2023 年 5 月 29 日認可

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2023 年 5 月 19 日認可。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

(1) 適用期間は、2023 年 6 月 1 日から 2023 年 10 月の検針日の前日までといたします。

(2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 20（臨時電力）(3)イ、供給約款 21（農事用電力）(2)ニ(イ)、供給約款附則 3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)イの料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ、供給約款 16（従量電灯）(3)ホ、供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロ、供給約款 21（農事用電力）(1)ハ、

供給約款 21（農事用電力）（2）ニ（ロ），供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）（2）ロ，供給約款附則 6（低圧電力のお客さまについての特別措置），供給約款附則 7（臨時電力のお客さまについての特別措置），供給約款附則 8（農事用電力 A〔かんがい排水需要〕のお客さまについての特別措置）もしくは供給約款附則 9（農事用電力 B〔育苗・栽培需要〕のお客さまについての特別措置）の電力量料金において，燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款 15（定額電灯）（4）もしくは供給約款 18（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款 16（従量電灯）（1）ニ，供給約款 17（臨時電灯）（1）ハ，供給約款 20（臨時電力）（3）イ，供給約款 21（農事用電力）（2）ニ（イ），供給約款附則 3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）（2）もしくは供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）（2）イの料金または供給約款 16（従量電灯）（2）ニ，供給約款 16（従量電灯）（3）ホ，供給約款 17（臨時電灯）（2）ハ，供給約款 17（臨時電灯）（3）ロ，供給約款 18（公衆街路灯）（2）ニ，供給約款 19（低圧電力）（5），供給約款 20（臨時電力）（3）ロ，供給約款 21（農事用電力）（1）ハ，供給約款 21（農事用電力）（2）ニ（ロ），供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）（2）ロ，供給約款附則 6（低圧電力のお客さまについての特別措置），供給約款附則 7（臨時電力のお客さまについての特別措置），供給約款附則 8（農事用電力 A〔かんがい排水需要〕のお客さまについての特別措置）もしくは供給約款附則 9（農事用電力 B〔育苗・栽培需要〕のお客さまについての特別措置）の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別

表（燃料費調整） 1 (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

附則

本供給条件の実施にともない、特定小売供給約款以外の供給条件（2022 年 12 月 16 日付け 20221207 資第 1 号認可）は廃止いたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス
価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0415$$

$$\beta = 0.0745$$

$$\gamma = 1.2499$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (79,800 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を上回り、かつ、
119,700 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 119,700 円を上回る場合
平均燃料価格は、119,700 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (119,700 \text{ 円} - 79,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年1月1日から 2023年3月31日までの期間	2023年6月1日から2023年6月の検針日の前日までの期間
2023年2月1日から 2023年4月30日までの期間	2023年6月の検針日から2023年7月の検針日の前日までの期間
2023年3月1日から 2023年5月31日までの期間	2023年7月の検針日から2023年8月の検針日の前日までの期間
2023年4月1日から 2023年6月30日までの期間	2023年8月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間
2023年5月1日から 2023年7月31日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円の場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を上回り，かつ，
基準燃料費調整単価が，(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価－基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を上回り，かつ，
基準燃料費調整単価が，(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価－(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2023年6月1日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	27円19銭	13円59銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	54円38銭	27円19銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	108円75銭	54円38銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	163円13銭	81円56銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	271円88銭	135円94銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	271円88銭	135円94銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	162円41銭	81円21銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	162円41銭	81円21銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2023 年 6 月 1 日 から 2023 年 9 月 の検針日の前日 までの期間	2023 年 9 月の検 針日から 2023 年 10 月の検針日の 前日までの期間
総容量が 50 ボルトアンペアま での場合	2 円 19 銭	1 円 10 銭
総容量が 50 ボルトアンペアを こえ 100 ボルトアンペアまでの 場合	4 円 38 銭	2 円 19 銭
総容量が 100 ボルトアンペアを こえ 500 ボルトアンペアまでの 場合 100 ボルトアンペアまでご とに	4 円 38 銭	2 円 19 銭
総容量が 500 ボルトアンペアを こえ 1 キロボルトアンペアま での場合	43 円 82 銭	21 円 91 銭
総容量が 1 キロボルトアンペア をこえ 3 キロボルトアンペアま での場合 1 キロボルトアンペア までごとに	43 円 82 銭	21 円 91 銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 6 月 1 日 から 2023 年 9 月 の検針日の前日 までの期間	2023 年 9 月の検 針日から 2023 年 10 月の検針日の 前日までの期間
契約電力 1 キロワット 1 日に つき	46 円 05 銭	23 円 03 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	23 円 03 銭	11 円 52 銭

(d) 農事用電力B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 6 月 1 日 から 2023 年 9 月 の 検 針 日 の 前 日 までの期間	2023 年 9 月の 検 針 日 から 2023 年 10 月の 検 針 日 の 前 日 までの 期間
契約電力 1 キロワット 1 日につき	82 円 89 銭	41 円 45 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	41 円 45 銭	20 円 73 銭

(e) 農事用電力（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 6 月 1 日 から 2023 年 9 月 の 検 針 日 の 前 日 までの期間	2023 年 9 月の 検 針 日 から 2023 年 10 月の 検 針 日 の 前 日 までの 期間
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	11 円 52 銭	5 円 76 銭
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	23 円 02 銭	11 円 51 銭
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	46 円 05 銭	23 円 02 銭
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	69 円 07 銭	34 円 53 銭
契約電力 3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごとに	23 円 02 銭	11 円 51 銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 6 月 1 日 から 2023 年 9 月 の 検 針 日 の 前 日 までの期間	2023 年 9 月の 検 針 日 から 2023 年 10 月の 検 針 日 の 前 日 までの 期間
1 キロワット時につき	7 円 00 銭	3 円 50 銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A，臨時電力，農事用電力 B および農事用電力（脱穀調整需要）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A または供給約款附則 3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	64銭1厘
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	1円28銭2厘
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	2円56銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	3円84銭6厘
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	6円40銭9厘
	100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	6円40銭9厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1円91銭4厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3円82銭8厘
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	3円82銭8厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭2厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	10銭3厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	10銭3厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1円03銭3厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1円03銭3厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 08 銭 6 厘
---------------------	--------------

ニ 農事用電力 B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 95 銭 4 厘
---------------------	--------------

ホ 農事用電力（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契 約 電 力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1 日につき	27銭2厘	54銭2厘	1円08銭6厘	1円62銭8厘	54銭2厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
-------------	----------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および 1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

